

別表 3

「法第 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査料金」(消費税を含む)

法 35 条に基づく認定に係る技術審査の手数料

1 一戸建て住宅

審査の区分	技術審査手数料			
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 一次エネルギー審査併願	c : a と b の同時適用
通常審査 (仕様基準を含む)	¥37,400	¥31,900	¥22,000	¥16,500

2 共同住宅等 (長屋、併用住宅を含む)

住戸の総数	技術審査手数料			
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 一次エネルギー審査併願	c : a と b の同時適用
5 戸未満	¥60,500	¥55,000	¥49,500	¥44,000
5 戸以上 15 戸未満	¥112,200	¥101,200	¥79,200	¥68,200
15 戸以上 45 戸未満	¥154,000	¥137,500	¥110,000	¥93,500
45 戸以上 90 戸未満	¥249,700	¥227,700	¥183,700	¥161,700
90 戸以上の場合	別途見積り			

3 非住宅建築物

モデル建物法を使用した場合

床面積	技術審査手数料		
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 利用促進特例
300 m ² 未満	¥93,500	¥88,000	¥70,400
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥130,900	¥119,900	¥99,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥211,200	-	¥158,400
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥275,000	-	¥206,800
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥330,000	-	¥247,500
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	¥387,200	-	¥290,400
50,000 m ² 以上	別途見積り		

モデル建物法以外の方法を使用した場合

床面積	技術審査手数料		
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 利用促進特例
300 m ² 未満	¥234,300	¥228,800	¥176,000
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥328,900	¥317,900	¥247,500
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥467,500	-	¥350,900
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥576,400	-	¥432,300
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥680,900	-	¥511,500
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	¥776,600	-	¥583,000
50,000 m ² 以上	別途見積り		

法 41 条に基づく認定に係る技術審査の手数料

一戸建て住宅、共同住宅等、非住宅建築物ともに、上記 1～3 に定める額を適用する。

留意事項

- 1 この表に定める額は、認定申請の際に添付する適合証の交付を受けるために必要な技術審査の手数料とする。
- 2 複合建築物（住宅＋非住宅）は、戸数と非住宅面積に応じ、2 及び 3 に定める額を合算して適用する。この場合において、非住宅部分の手数料は、単独申請時の手数料に 0.2 を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を減じた額とする。
- 3 法第 31 条 1 項の規定による計画の変更の認定手数料は、1～3 に定める額の 1/2 の額を適用する。ただし、全面的な計画変更等、あらためて審査が必要になる場合は、一旦、申請を取下げのうえ、新規の申請として取り扱うものとする。
- 4 「確認申請併願」とは、認定に係る技術審査に併せて、当該建築物の確認申請を行う場合に適用する。（引受可能な規模（延べ面積が 2,000 m²以下）や要件（構造計算適合性判定を要しないこと）に制約あり。）
- 5 「一次エネ審査併願」とは、認定に係る技術審査に併せて、当該建築物にかかる次のいずれかの申請を行う場合に適用します。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請（外皮性能基準の審査を伴うものに限る。）
 - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める長期優良住宅建築等計画認定にかかる技術的審査の申請
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物新築等計画認定にかかる認定基準への適合性審査の申請
 - (4) 適合証明業務（フラット 35S）の申請
 - (5) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)に基づく評価の申請（平成 30 年 4 月 1 日から業務開始予定）
- 6 「利用促進特例」とは、認定に係る技術審査に併せて、当該建築物にかかる次の業務を利用する場合に適用する。なお、制度上、確認申請と構造計算適合性判定の申請は同じ機関で審査することができないため、いずれかの適用になる。
 - (1) 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の申請